

国の文化審議会は、令和3年6月18日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、愛媛県越智郡上島町に所在の「弓削島荘遺跡」を史跡に指定するよう文部科学大臣に答申しました。

この答申を受けて行われる官報告示を経て、「弓削島荘遺跡」は正式に上島町内で初めての国指定史跡となる予定です。

上島町内で初めての国指定史跡が誕生します。



1 大田林の塩浜
(上島町弓削久司浦)
○浜床が確認された中世の揚浜式塩田跡



2 東泉寺
(上島町弓削久司浦)
○荘園時代に「薬師寺」と呼ばれた鯨方の中心寺院



3 高浜八幡神社
(上島町弓削上弓削)
○揚浜式塩田跡が遺る「八幡宮」の後身



4 願成寺
(上島町弓削上弓削)
○荘園時代からの寺院名を継承する大申方の中心寺院



5 弓削神社
(上島町弓削下弓削)
○荘内の神祇信仰の中心的役割を果たした「浜途明神」「浜戸宮」の後身



6 定光寺
(上島町弓削土生)
○重要文化財の観音堂が遺る荘園時代末期の寺院



7 百貫島とその周辺海域
(上島町弓削百貫)
○下地中分絵図にみられる漁業の島(右の絵図)



伊予国弓削島荘地頭領家相分差図(「東寺百合文書」と函153)
京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEBから

国指定史跡とは
国指定史跡は、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるものであり、文部科学大臣によって指定されます。国指定史跡となった遺跡は、今後将来にわたって守るべき大切な遺産として文化財保護法に基づいて保存していくことが必要となり、現状の変更を行うためには国の許可が必要となります。

弓削島荘遺跡(愛媛県越智郡上島町)

弓削島荘遺跡は、瀬戸内海の芸予諸島の東端に位置する弓削島とその周辺海域からなる荘園遺跡です。荘園は、平安時代後期から室町時代まで存続し、鎌倉時代の延応元年(二二九九)からは東寺(教王護国寺、京都市)領となりました。東寺に伝えられた「東寺百合文書」等に関係史料が多く残り、塩を貢納した「塩の荘園」として日本史上よく知られています。

上島町教育委員会が平成28年度から令和2年度にかけて実施した弓削島荘総合調査に基づき、荘園に関わる東泉寺、高浜八幡神社、願成寺、弓削神社、定光寺、揚浜式塩田であったと考えられる大田林の塩浜、および弓削島の北東に位置し漁業が行われた百貫島とその周辺海域が国指定史跡に指定される予定です。文書にみられる塩浜、寺社などの荘園時代の痕跡が今も遺存しており、中世の荘園の具体的な様相を知る上で稀有な事例であるとともに、瀬戸

膨大な研究の蓄積

内海における中世の製塩業の実態や瀬戸内海の海上交通を知る上でも重要な遺跡です。

この度、国の文化審議会から文部科学大臣に対し、「弓削島荘遺跡」を国の史跡に指定するよう答申がなされました。上島町においては、弓削島荘遺跡が初めての国指定史跡となります。今回の答申により、町民の皆さま、特に子どもたちが本町の歴史と文化に層の誇りを持ち、この貴重な遺跡が未来に向かって輝き続けるよう力をつくしてまいります。結びに、これまでの史跡指定に向けた取り組みの中で、ご尽力とご協力をいただきました文化庁、愛媛県教育委員会、弓削島荘総合調査事業指導委員会委員、地域の方々をはじめ、多くの皆さまに深く感謝申し上げます。

この文化財的価値の極めて高い弓削島荘遺跡を後世に継承するために、今

町長のコメント

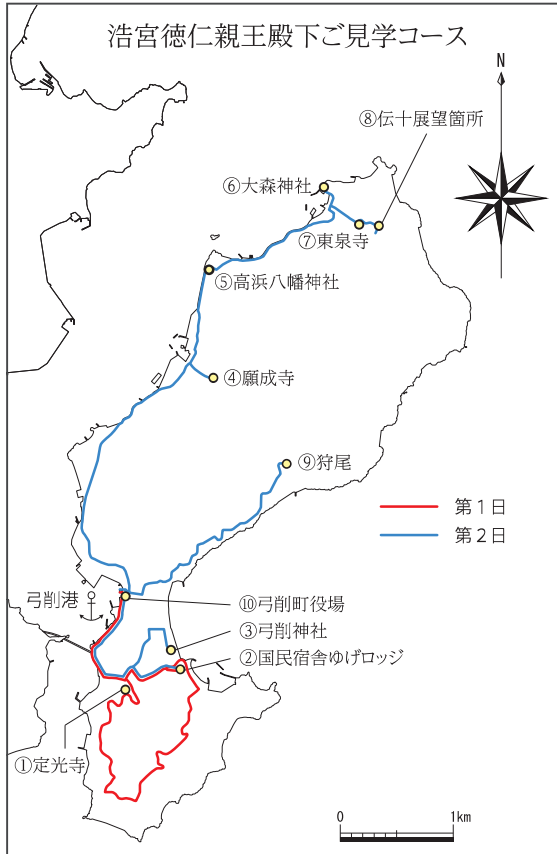
後、上島町は、史跡の保存活用計画および整備基本計画を策定し、史跡整備を進めていきます。

上島町長 上村 俊之

弓削島荘総合調査事業指導委員会委員長のコメント

多くの方々の協力を得て、長い時間をかけて調査した結果が認められて大変うれしく思います。荘園遺跡というのは地味な遺跡で、権力者のつくった大きな建物や構造物はありませんが、かわりに人々の生活の跡が残されています。特に弓削島荘は、中世の人々が塩を生産し、年貢として納めた「塩の荘園」として知られています。今回の指定が、地域の歴史に関心のある人々が現地に足を運び、「塩の荘園」に生きた人々の生活の跡を見ていただくきっかけになれば、さらにうれしいことです。

弓削島荘総合調査事業指導委員会委員長 (元松山大学教授) 山内 譲



第1日 昭和56年7月9日(木)
尾道港 ~ 弓削港 → ①定光寺 → ②国民宿舎ゆげロッジ

第2日 昭和56年7月10日(金)
②国民宿舎ゆげロッジ → ③弓削神社 → ④願成寺 → ⑤高浜八幡神社 → ⑥大森神社 → ⑦東泉寺 → ⑧伝十展望箇所 → ⑨狩尾 → ⑩弓削町役場 → 弓削港 ~ 木浦港

